

## 4. 給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費			合計	備考
		給料	職員手当	計		
補正後	2,713 (236)	11,040,336	11,839,676	22,880,012	26,661,530	
補正前	2,713 (236)	11,040,336	11,848,922	22,889,258	26,670,776	
比較			△ 9,246	△ 9,246	△ 9,246	

区分	超過勤務手当
職員手当の補正後	1,278,413
内訳補正前	1,287,659
比較	△ 9,246

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当	△ 9,246	市農業委員会委員選挙	△ 9,246 超過勤務手当	△ 9,246

非 常 勤 特 別 職 の 報 酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額 千円	人 員	予 算 額 千円
総 務 費	選 挙 執 行 関 係 人	648	7,076	580	4,955
合 計		2,382	116,992	2,314	114,871

## (2) 繰越明許費

( 単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	(仮称) JR奈良駅東口 (自転車) 駐車場整備事業	265,590	265,250
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者福祉施設整備事業	289,847	54,812
	2. 児童福祉費	児童福祉施設整備事業	472,506	315,567
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	45,300	14,700
6. 農林水産業費	1. 農林費	強い農業づくり交付金事業経費	10,100	7,089
		土地基盤整備事業	196,843	2,500
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	91,100	79,060
9. 土木費	1. 土木管理費	公営住宅明渡請求訴訟経費	18,571	3,055
	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	1,217,400	472,100
	3. 河川費	河川維持補修経費	100,000	10,000
		河川堤防改修事業	172,200	30,200
	4. 都市計画費	(仮称)奈良インターチェンジ周辺のまちづくり計画策定経費	3,000	1,817
		保留地売買契約解除に伴う補償経費	67,710	67,710

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
		街路事業	2,394,081	959,000
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	112,538	3,188
		公園事業	159,300	24,584
5. 住宅費		営住宅整備事業	565,000	141,000
10. 消防費		消防団員安全装備等整備経費	11,165	11,165
11. 教育費		消防施設整備事業	359,399	56,240
		小学校施設整備事業	1,834,512	680,000
		中学校施設整備事業	1,914,374	304,000
6. 社会教育費		文化財整備事業	470,963	434,761
12. 災害復旧費	農林水産業施設費	農業用施設災害復旧事業	29,300	4,433
	土壌災害復旧施設費	土木施設災害復旧事業	40,000	2,300

(3) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の  
支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他				
史跡平城京朱雀大路跡 保存整備事業	218,725			平成23年度 から 平成26年度 まで	218,725	189,561	29,100			64

区 分		補 正			前			補 正			後
		当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額					
(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 ( 単位 千円 )											
1. 普通債		6,325,100	9,799,748	122,791,702	6,557,700	9,672,211					123,151,839
(1) 土木		2,824,400	3,091,860	41,332,987	2,955,200	3,073,579					41,482,068
(2) 教育		2,171,600	3,160,401	36,156,104	2,490,700	3,069,716					36,565,889
(3) 公営住宅		306,100	1,190,060	10,383,287	306,100	1,191,360					10,381,987
(4) その他		1,023,000	2,357,427	34,919,324	805,700	2,337,556					34,721,895
2. 災害復旧債		49,300	6,467	114,729	42,200	6,467					107,629
(1) 土木		40,000	6,467	104,529	32,900	6,467					97,429
3. その他		8,801,600	3,734,229	68,915,311	8,840,300	3,743,766					68,944,474
(1) 消防		304,600	390,792	2,825,388	325,500	390,792					2,846,288
(3) 減税補填		-	1,497,313	8,276,264	-	1,500,283					8,273,294
(5) 減収補填		-	30,538	1,803,493	17,800	30,538					1,821,293
(7) 臨時財政対策		6,285,200	1,397,871	40,366,086	6,285,200	1,404,438					40,359,519
合 計		15,176,000	13,540,444	191,821,742	15,440,200	13,422,444					192,203,942

1. 総括 2. 下水道事業費特別会計  
 (1) 下水道事業費特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	3,571,766	△90,000	3,481,766
3 国庫支出金	368,604	144,000	512,604
4 県支出金	205,854	△200,000	5,854
6 繰入金	3,226,818	90,000	3,316,818
8 市債	2,875,000	△112,500	2,762,500
歳入合計	10,295,000	△168,500	10,126,500

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道事業費	4,849,708	△168,500	4,681,208	△56,000	△112,500	△90,000	90,000
2 農業集落排水事業費	583,833	—	583,833				—
歳 出 合 計	10,295,000	△168,500	10,126,500	△56,000	△112,500	△90,000	90,000
				一般財源内訳		繰入金	
						90,000	



2. 歳入  
第2款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道使用料	3,571,536	△ 90,000	3,481,536	下水道使用料	△ 90,000	下水道使用料 現年分 3,414,163－既計上3,504,163＝△90,000
計	3,571,536	△ 90,000	3,481,536			

下水道事業費特別会計

第3款 国庫支出金

第1項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農業集落排水事業 費国庫交付金	5,854	200,000	205,854	2 農業集落排水 事業費交付金	200,000	汚水処理施設整備交付金
2 下水道事業費国庫 交付金	362,750	△ 56,000	306,750	1 下水管渠布設 事業費交付金	△ 18,000	社会資本整備総合交付金
				2 下水処理場建 設事業費交付 金	△ 38,000	社会資本整備総合交付金
計	368,604	144,000	512,604			

下水道事業費特別会計

第4款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 農業集落排水事業費県補助金	205,854	△ 200,000	5,854	農業集落排水事業費補助金	△ 200,000	農業集落排水事業費補助金
計	205,854	△ 200,000	5,854			

下水道事業費特別会計

第6款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	3,226,818	90,000	3,316,818	一般会計繰入金	90,000	一般会計繰入金
計	3,226,818	90,000	3,316,818			

下水道事業費特別会計

第8款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
1 下水道事業債	2,875,000	△ 112,500	2,762,500	1 下水道事業債	△ 112,500	公共下水道事業債 大和川流域下水道整備事業債 下水処理場建設事業債	△ 18,000 △ 63,000 △ 31,500
計	2,875,000	△ 112,500	2,762,500				

下水道事業費特別会計

3. 歳出  
第1款 下水道事業費

第1項 下水道費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	2,909,048	—	2,909,048	特定財源 △90,000  (内訳) 使用料及び手数料 △90,000  一般財源 90,000			
計	3,336,381	—	3,336,381	特定財源 △90,000 一般財源 90,000			

下水道事業費特別会計

第1款 下水道事業費

第2項 下水管渠費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 下水管渠布設 事業費	883,800	△36,000	847,800	特定財源 △36,000 (内訳) 国庫支出金 △18,000 市債 △18,000	13 委託料	△21,000	公共下水道補助事業
					15 工事請負費	△15,000	
3 下水処理場建 設事業費	371,450	△69,500	301,950	特定財源 △69,500 (内訳) 国庫支出金 △38,000 市債 △31,500	15 工事請負費	△69,500	汚泥処理施設整備事業 △65,000 青山清水園建設補助事業 △4,500
計	1,359,927	△105,500	1,254,427	特定財源 △105,500 一般財源 0			

下水道事業費特別会計

第1款 下水道事業費

第3項 大和川流域下水道整備事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 大和川流域下水道整備事業費	153,400	△63,000	90,400	△63,000 特定財源 (内訳) 市債 △63,000	19 負担金補助及び交付金	△63,000	大和川流域下水道整備補助事業 △54,500 大和川流域下水道整備単独事業 △8,500
計	153,400	△63,000	90,400	特定財源 △63,000 一般財源 0			

下水道事業費特別会計



第2款 農業集落排水事業費

第2項 農業集落排水施設整備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業集落排水施設整備事業費	475,600	—	475,600	— 特定財源  (内訳) 国庫支出金 200,000 県支出金 △200,000			
計	475,600	—	475,600	特定財源 一般財源			

下水道事業費特別会計

(2) 繰越明許費

( 単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 下水道事業費	2. 下水管渠費	下水管渠布設事業	847,800	227,000
		下水処理場整備事業	301,950	78,100
2. 農業集落排水事業費	2. 農業集落排水施設整備費	農業集落排水施設整備事業	475,600	155,600

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正		前	補 正		後	
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	2,875,000		当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額		2,762,500
下 水 道 債		2,875,000	52,726,919		2,762,500	52,614,419	
計		2,875,000	52,726,919		2,762,500	52,614,419	

3. 国民健康保険特別会計  
 1. 総括 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
4	国庫支出金	7,609,386	9,750	7,619,136
	歳入合計	34,879,374	9,750	34,889,124

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	403,284	9,750	413,034	9,750		—
歳 出 合 計	34,879,374	9,750	34,889,124	9,750		—

2. 歳入

第4款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整交付金	1,179,143	9,750	1,188,893	1 財政調整交付金	9,750	財政調整交付金
計	1,179,143	9,750	1,188,893			

国民健康保険特別会計

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 連合会負担金	17,617	9,750	27,367	9,750 特定財源 (内訳) 国庫支出金 9,750	19 負担金補助及 び交付金	9,750	国民健康保険団体連合会経費
計	318,274	9,750	328,024	9,750 特定財源 一般財源 0			

国民健康保険特別会計

4. 土地区画整理事業特別会計  
 1. 総括 (1) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 2 号)

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	91,900	16,245	108,145
2 繰入金	947,700	55	947,755
3 市債	608,800	△16,300	592,500
歳入合計	1,648,400	—	1,648,400



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源		そ の 他	
				国県支出金	地 方 債		
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	356,400	—	356,400	16,245	△16,300	55	
歳 出 合 計	1,648,400	—	1,648,400	16,245	△16,300	55	
				一般財源内訳		繰入金	55

2. 歳入

第1款 国庫支出金

第1項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費国庫交付金	8,000	16,245	24,245	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費交付金	16,245	社会資本整備総合交付金
計	91,900	16,245	108,145			

土地区画整理事業特別会計

第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	947,700	55	947,755	一般会計繰入金	55	一般会計繰入金
計	947,700	55	947,755			

土地区画整理事業特別会計

第3款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地 地区画整理事業債	254,800	△ 16,300	238,500	1 西大寺駅南地区土地地区画整 理事業債	△ 16,300	西大寺駅南地区土地地区画整理事業債
計	608,800	△ 16,300	592,500			

土地地区画整理事業特別会計

3. 歳出

第1款 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

第1項 西大寺駅南地区土地区画整理事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	356,400	—	356,400	特定財源 △55 (内訳) 国庫支出金 16,245 市債 △16,300 一般財源 55			
計	356,400	—	356,400	特定財源 △55 一般財源 55			

土地区画整理事業特別会計

## (2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
西大寺駅南地区土地区画整理事業	西大寺駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	356,400	231,000
JR奈良駅南地区土地区画整理事業	JR奈良駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	499,000	186,500

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書 ( 単位 千円 )					
区 分	補 正 前		補 正 後		当該年度末現在高見込額
	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み 当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
土 木 債	608,800	6,712,861	592,500	6,696,561	
計	608,800	6,712,861	592,500	6,696,561	

5. 駐車場事業特別会計  
 (1) 駐車場事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	100,000	△15,000	85,000
2 繰入金	250,100	15,000	265,100
歳入合計	350,100	—	350,100



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
1 駐車場事業費	114,306	—	114,306		△15,000	15,000
歳 出 合 計	350,100	—	350,100		△15,000	15,000
				一般財源内訳	繰入金	15,000

2. 歳入  
 第 1 款 使用料及び手数料  
 第 1 項 使用料  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	100,000	△ 15,000	85,000	1 駐車場使用料	△ 15,000	J R 奈良駅駐車場使用料
計	100,000	△ 15,000	85,000			

駐車場事業特別会計

第2款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
I 一般会計繰入金	250,100	15,000	265,100	I 一般会計繰入金	15,000	一般会計繰入金
計	250,100	15,000	265,100			

駐車場事業特別会計

3. 歳出  
第1款 駐車場事業費

第1項 駐車場費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 駐車場管理費	114,306	—	114,306	特定財源 △15,000  (内訳) 使用料及び手数料 △15,000  一般財源 15,000			
計	114,306	—	114,306	特定財源 △15,000 一般財源 15,000			

駐車場事業特別会計

6. 介護保険特別会計

1. 総括 (1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 3 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	4,517,959	64,698	4,582,657
3 支払基金交付金	6,156,263	67,232	6,223,495
4 県支出金	3,065,584	15,838	3,081,422
6 繰入金	3,457,101	86,832	3,543,933
歳入合計	21,506,912	234,600	21,741,512

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 保険給付費	20,392,897	234,600	20,627,497	80,536	77,721	76,343
歳出合計	21,506,912	234,600	21,741,512	80,536	77,721	76,343
				一般財源内訳	繰入金	76,343

2. 歳入

第2款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,654,162	57,004	3,711,166	現年度介護給付費負担金	57,004	現年度介護給付費負担金
計	3,654,162	57,004	3,711,166			

介護保険特別会計

第2款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	699,470	7,694	707,164	1 現年度調整交付金	7,694	現年度調整交付金
計	863,797	7,694	871,491			

介護保険特別会計



第3款 支払基金交付金

第1項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	6,117,870	67,232	6,185,102	1 現年度介護給 付費交付金	67,232	現年度介護給付費交付金
計	6,156,263	67,232	6,223,495			

介護保険特別会計

第4款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	2,973,523	15,838	2,989,361	1 現年度介護給付費負担金	15,838	現年度介護給付費負担金
計	2,973,523	15,838	2,989,361			

介護保険特別会計

第 6 款 繰入金

第 1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	2,549,117	28,009	2,577,126	1 現年度介護給付費繰入金	28,009	現年度介護給付費繰入金
計	3,163,825	28,009	3,191,834			

介護保険特別会計

第 6 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	293,276	48,334	341,610	1 介護給付費準備基金繰入金	48,334	介護給付費準備基金繰入金
2 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	—	10,489	10,489	1 その他経費繰入金	10,489	その他経費繰入金
計	293,276	58,823	352,099			

介護保険特別会計

3. 歳出  
第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 介護サービス等諸費	19,905,076	260,000	20,165,076	175,004 特定財源 (内訳) 国庫支出金 70,650 県支出金 19,013 繰入金 10,489 支払基金交付金 74,852	19 負担金補助及び交付金	260,000	居宅介護サービス給付経費	
2 高額介護サービス等費	455,711	△30,000	425,711	△19,779 特定財源 (内訳) 国庫支出金 △7,029 県支出金 △3,750 支払基金交付金 △9,000	19 負担金補助及び交付金	△30,000	高額介護サービス費給付経費 26,500 高額医療合算介護サービス費給付経費 △56,500	
介護保険特別会計					一般財源		△10,221	

第2款 保険給付費

第1項 介護サービス等諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 審査支払手数料	32,110	4,600	36,710	3,032 特定財源	12 役務費	4,600	審査支払手数料経費
				(内訳) 国庫支出金 1,077 県支出金 575 支払基金交付金 1,380			
				一般財源 1,568			
計	20,392,897	234,600	20,627,497	特定財源 158,257 一般財源 76,343			

介護保険特別会計

1. 総括 7. 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計 (1) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰越金	40,867	16,689	57,556
歳入合計	74,000	16,689	90,689

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	
2 諸支出金	—	16,689	16,689			16,689
歳 出 合 計	74,000	16,689	90,689			16,689
				一般財源内訳	繰越金	16,689



2. 歳入  
第2款 繰越金 (単位：千円)

第1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	40,867	16,689	57,556	繰越金	16,689	歳計剰余繰越金
計	40,867	16,689	57,556			

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

3. 歳出  
第2款 諸支出金

第1項 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	—	16,689	16,689	一般財源 16,689	繰出金 28	16,689	一般会計繰出経費
計	—	16,689	16,689	特定財源 0 一般財源 16,689			

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計

## 8. 簡易水道事業特別會計

### (1) 繰越明許費

( 単位 千円 )

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 簡易水道事業費	2. 整備 簡易水道施設費	簡易水道施設整備事業	70,000	20,000

1. 総括 9. 後期高齢者医療特別会計  
 (1) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

( 歳 入 ) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	700,742	4,488	705,230
歳入合計	4,268,000	4,488	4,272,488

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	4,021,588	4,488	4,026,076			4,488	
歳 出 合 計	4,268,000	4,488	4,272,488			4,488	
				一般財源内訳	繰入金	4,488	

2. 歳入  
第3款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	700,742	4,488	705,230	保険基金安定繰入金	4,488	保険基金安定繰入金
計	700,742	4,488	705,230			

後期高齢者医療特別会計

3. 歳出

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金

第1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正源の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,021,588	4,488	4,026,076	一般財源 4,488	19 負担金補助及び交付金 4,488	4,488	後期高齢者医療広域連合納付金経費
計	4,021,588	4,488	4,026,076	特定財源 0 一般財源 4,488			

後期高齢者医療特別会計

一般会計及び特別会計款別性質別経費総括表

(単位：千円)

会計款 性質区分	一 般 会 計										特 別 会 計				
	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	観光費	土木費	消防費	教育費	公債費	合計	下水道事業費	国民健康保険	介護保険	母子寡婦福祉資金	後期高齢者医療
人件費	△ 11,367									△ 11,367					
扶助費		△ 643,200	24,000							△ 619,200					
物件費	△ 107,029	△ 71,400	△ 38,000				11,165	△ 22,000		△ 227,264		4,600			
補助費等	△ 5,104	△ 81,266	△ 11,920		△ 45,000					△ 143,290		9,750	230,000		4,488
投資的経費		△ 39,200	△ 6,700	5,543		△ 309,119	21,949	927,973		600,446	△ 168,500				
普通建設事業		△ 39,200	△ 6,700	5,543		△ 309,119	21,949	927,973		600,446	△ 168,500				
補助						△ 195,919	1,949	957,973		764,003	△ 105,500				
単独		△ 39,200	△ 6,700	5,543		△ 113,200	20,000	△ 30,000		△ 163,557	△ 63,000				
公債費									△ 178,000	△ 178,000					
繰出金		32,497				105,055				137,552				16,689	
計	△ 123,500	△ 802,569	△ 32,620	5,543	△ 45,000	△ 204,064	33,114	905,973	△ 178,000	△ 441,123	△ 168,500	9,750	234,600	16,689	4,488



物件費の内訳表

附表 1

(単位：千円)

節	賃金	旅費	需用費	細節						役務費	細節		委託料	使用料及び賃借料	備入品費	計
				消耗品費	燃料費	食糧費	印刷製本費	光熱水費	修繕料		通信運搬費	手数料				
総務費	△ 1,555	△ 10	△ 17,426	△ 231	△ 10	△ 789	△ 346	△ 16,000	△ 50	△ 1,170	△ 1,038	△ 132	△ 48,300	△ 38,568		△ 107,029
民生費	△ 35,000									1,600		1,600	△ 38,000			△ 71,400
衛生費													△ 38,000			△ 38,000
消防費			840	840											10,325	11,165
教育費													△ 22,000			△ 22,000
一般会計合計	△ 36,555	△ 10	△ 16,586	609	△ 10	△ 789	△ 346	△ 16,000	△ 50	430	△ 1,038	1,468	△ 146,300	△ 38,568	10,325	△ 227,264
介護保険										4,600		4,600				4,600

公債費・繰出金・その他経費の内訳表

附表 2

(単位：千円)

節	報	酬	報	費	節	負担金補助及扶 び交付金	助	償還金利子及繰 引料	繰	出	計
会計及び款					細節						
					保険料						
総務	費	△ 2,121	△ 104	△ 5,000							△ 7,225
民生	費					△ 93,000	△ 643,200	11,734		32,497	△ 691,969
衛生	費					△ 11,920	24,000				12,080
観光	費					△ 45,000					△ 45,000
土木	費									105,055	105,055
公債	費							△ 178,000			△ 178,000
一般会計合計		△ 2,121	△ 104	△ 5,000		△ 149,920	△ 619,200	△ 166,266		137,552	△ 805,059
国民健康保険	険					9,750					9,750
介護保険	険					230,000					230,000
母子寡婦福祉資金貸付	金									16,689	16,689
後期高齢者医療	療					4,488					4,488

投資的経費一覧表

(単位：千円)

款	補単	事業名	予算額	財源				内訳			概要	説明
				国	県	地方債	その他	一般				
総務費			—	158,616		△ 158,900			284			
	補単	庁舎等施設整備事業	—	158,616		△ 158,900			284		財源更正	
民生費			△ 39,200		△ 3,000	△ 36,200			—			
	補単	児童福祉施設整備事業	△ 39,200		△ 3,000	△ 36,200			—		減額更正	
衛生費			△ 6,700						△ 6,700			
	補単	保健衛生施設整備事業	△ 6,700						△ 6,700		減額更正	
農林水産業			5,543		1,250	2,300	625		1,368			
	補単	土地基盤整備事業	5,543		1,250	2,300	625	分	1,368		担い手育成基盤整備 農業体質強化基盤整備促進	
観光費			—	37,386		△ 40,500			3,114			
	補単	観光施設整備事業	—	37,386		△ 40,500			3,114		財源更正	
土木費			△ 309,119	△ 437,857		130,800	△ 1,929		△ 133			
	補単	河川堤防改修事業	△ 25,000	△ 3,500		△ 21,500			—		減額更正	

款	補単	事業名	予算額	財源				内訳		概要説明
				国	県	地方債	その他	一般		
土木費	補単	街路事業	△ 188,919	△ 434,357		247,500	△ 1,929	△ 133	減額及び財源更正	
	補単	JR奈良駅付近連続立体交差事業	△ 95,200		△ 95,200		—	—	減額更正	
消防費			21,949	974		20,900		75		
	補単	消防施設整備事業	21,949	974	20,900		75		消防・救急無線デジタル化施設整備	
教育費			927,973	593,611	15,142	319,100		120		
	補単	小学校施設整備事業	470,000	220,000		250,000		—	耐震改修減額更正	
	補単	中学校施設整備事業	154,000	112,000		42,000		—	耐震改修減額更正	
災害復旧費	補単	文化財整備事業	303,973	261,611	15,142	27,100		120	史跡朱雀大路跡保存整備減額更正	
			—	6,978		△ 7,100		122		
	補単	土木施設災害復旧事業	—	6,978		△ 7,100		122	財源更正	
一般		一般会計合計	600,446	359,708	13,392	230,400	△ 1,304	△ 1,750		
下水道事業費			△ 168,500	△ 56,000		△ 112,500		—		
	補単	下水管渠布設事業	△ 36,000	△ 18,000		△ 18,000		—	減額更正	
	補単	下水処理場建設事業	△ 69,500	△ 38,000		△ 31,500		—	減額更正	

農業集落排水事業費		—	200,000	△ 200,000			—	
補	農業集落排水施設整備事業	—	200,000	△ 200,000			—	財源更正
西大寺駅南地区土地区画整理事業費		—	16,245		△ 16,300		55	
補	西大寺駅南地区土地区画整理事業費	—	16,245		△ 16,300		55	財源更正
特別会計合計		△ 168,500	160,245	△ 200,000	△ 128,800		55	
総計		431,946	519,953	△ 186,608	101,600	△ 1,304	△ 1,695	

平成23年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「4. 主要な建設改良事業（1）施設改良費1,358,000千円」を「4. 主要な建設改良事業（1）施設改良費1,231,180千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	7,752,877千円	5,588千円	7,758,465千円
第2項 医業外収益	178,185千円	5,588千円	183,773千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	7,787,000千円	5,588千円	7,792,588千円
第1項 医業費用	7,750,500千円	5,588千円	7,756,088千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,393,160千円	△126,820千円	1,266,340千円
第1項 企業債	779,100千円	△114,900千円	664,200千円
第3項 負担金	47,195千円	△11,920千円	35,275千円

支 出

第1款	資本的支出	1,442,100千円	△126,820千円	1,315,280千円
	第1項 建設改良費	1,358,000千円	△126,820千円	1,231,180千円
	(継続費)			

第5条 予算第5条に定めた継続費を廃止する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
資本的支出	建設改良費	市立奈良病院看護専門学校建設事業	867,000	平成23年度	86,700	-	-	-
				平成24年度	780,300		-	-

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
市立奈良病院看護専門学校建設事業費に充当	千円 228,000	千円 113,100

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

## 附 属 書 類

1. 平成 2 3 年度 奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

1. 平成 2 3 年度 奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）資金計画

1. 平成 2 3 年度 奈良市病院事業補正予定貸借対照表（第 1 号）

1. 平成 2 3 年度 奈良市病院事業会計補正予算（第 1 号）参考書



平成23年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業 収 益			7,752,877	5,588	7,758,465	
	2. 医業外収益		178,185	5,588	183,773	
		2. 補 助 金	44,678	5,588	50,266	国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			7,787,000	5,588	7,792,588	
	1. 医業費用		7,750,500	5,588	7,756,088	
		2. 経 費	7,638,239	5,588	7,643,827	交付金 (運営交付金)

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			1,393,160	△ 126,820	1,266,340	
	1. 企業債		779,100	△ 114,900	664,200	
		1. 企業債	779,100	△ 114,900	664,200	病院事業債 (施設)
	3. 負担金		47,195	△ 11,920	35,275	
		1. 他会計 負担金	47,195	△ 11,920	35,275	一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,442,100	△ 126,820	1,315,280	
	1. 建設改良費		1,358,000	△ 126,820	1,231,180	
		1. 施設改良費	1,358,000	△ 126,820	1,231,180	委託料・工事請 負費ほか

平成23年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）資金計画

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計	備 考
受 入 資 金	11,542,754	△ 121,232	11,421,522	
2. 医業外収益	145,062	5,588	150,650	
3. 企業債	779,100	△ 114,900	664,200	
5. 他会計負担金	47,195	△ 11,920	35,275	
支 払 資 金	11,519,973	△ 121,232	11,398,741	
1. 医業費用	7,665,213	5,588	7,670,801	
4. 建設改良費	1,358,000	△ 126,820	1,231,180	
差 引	22,781		22,781	

平成23年度奈良市病院事業  
補正予定貸借対照表（第1号）

（単位：千円）

借 方				貸 方			
科 目	既決予定額	補正予定額	計	科 目	既決予定額	補正予定額	計
1. 固定資産	6,131,811	△ 126,820	6,004,991	4. 資本金	1,521,265	△ 114,900	1,406,365
(1) 有形固定資産	6,131,811	△ 126,820	6,004,991	(2) 借入 資本金	1,519,911	△ 114,900	1,405,011
建設 仮勘定	1,695,236	△ 126,820	1,568,416	5. 剰余金	4,622,882	△ 11,920	4,610,962
2. 流動資産	1,075,409	5,588 △ 5,588	1,075,409	(1) 資本 剰余金	4,756,533	△ 11,920	4,744,613
(1) 現金 預金	22,781	5,588 △ 5,588	22,781	ハ負担金	410,073	△ 11,920	398,153
				(2) 欠損金	133,651	5,588 △ 5,588	133,651
				当年度 未処理 欠損金	133,651	5,588 △ 5,588	133,651
計	7,207,220	△ 126,820	7,080,400	計	7,207,220	△ 126,820	7,080,400

平成23年度奈良市病院事業会計  
補正予算（第1号）参考書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 収 益				7,752,877	5,588	7,758,465		
	2. 医業外収益			178,185	5,588	183,773		
		2. 補 助 金			44,678	5,588	50,266	
			国庫補助金			11,847	5,588	17,435

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 病院事業 費 用				7,787,000	5,588	7,792,588		
	1. 医業費用			7,750,500	5,588	7,756,088		
		2. 経 費			7,638,239	5,588	7,643,827	
			交付金			7,476,931	5,588	7,482,519

資 本 的 収 入 及 び 支 出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 資本的収入				1,393,160	△ 126,820	1,266,340		
	1. 企業債			779,100	△ 114,900	664,200		
		1. 企業債			779,100	△ 114,900	664,200	
			企業債		779,100	△ 114,900	664,200	
	3. 負担金				47,195	△ 11,920	35,275	
		1. 他会計金 負担金			47,195	△ 11,920	35,275	
			一般会計負担金		47,195	△ 11,920	35,275	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 資本的支出				1,442,100	△ 126,820	1,315,280		
	1. 建設改良費			1,358,000	△ 126,820	1,231,180		
		1. 施設改良費			1,358,000	△ 126,820	1,231,180	
			旅費交通費		1,308	△ 114	1,194	
			消耗品費		6,030	△ 524	5,506	
			印刷製本費		5,250	△ 250	5,000	
			委託料		57,500	△ 40,700	16,800	
			手数料		612	△ 232	380	
			工事請負費		1,175,000	△ 85,000	1,090,000	

## 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

(参考)

## 奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例（抄）

（災害弔慰金を支給する遺族）

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。



## 奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画宝来町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2中

二名町地区整備計画区域	A地区	<p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体をこう配屋根（当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p>
-------------	-----	---

		<p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>	を
	B地区	<p>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。</p>	
	<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。</p>		

二名町地区整備計画区域	A地区	<p>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体を勾配屋根（当該屋根の勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の</p>
-------------	-----	---

	<p>付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>	に
B地区	<p>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。</p>	
	<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。</p>	

改め、同表学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域の項中「こう配」を「勾配」に、「公園等」を「公園等の」に改め、同表二名三丁目地区整備計画区域の項中「以下のもの」を「までのものに限る。」に改め、同表赤膚町地区整備計画区域の項中「以下のもの」を「までのものに限る。」に、「、色彩は」を「、その色彩は」に、「この表付表1」を「この表の付表1」に改め、同表に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	<p>1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7までのものに限る。）とし、その色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、</p>
-------------	---

塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。

3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。

4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。

5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。

6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。

7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。また、1テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、各広告物の表示面積は6平方メートル以下とする。

別表第2の付表1の建築物の屋根の表二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画の項中「二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画」を「二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域」に改め、同表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画の項中「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画」を「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画の項中「二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画」を「二名町地区整備計画区域及び学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域」に改め、同表二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画の項中「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画」を「二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画区域、赤膚町地区整備計画区域、北登美ヶ丘生活

拠点地区地区整備計画区域及び宝来町地区整備計画区域」に改め、別表第2の付表2二名町地区整備計画区域の項中「用途」を「用途等」に、「物件」を「物件に限る。」に改め、同表赤膚町地区整備計画の項中「赤膚町地区整備計画」を「赤膚町地区整備計画区域」に改め、同表北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画の項中「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画」を「北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

宝来町地区 整備計画区 域	全広 告物 に関 する 事項	用途等	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
	屋上広告物		設置できない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

## 奈良市地区計画形態意匠条例（抄）

別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）

ア	イ	
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	
二名町地区整備計画区域	A地区	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="595 685 1374 813">1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1の建築物の屋根の表に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li><li data-bbox="595 831 1374 1339">2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、建築物全体をこう配屋根（当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</li><li data-bbox="595 1357 1374 1532">3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</li><li data-bbox="595 1550 1374 1724">4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</li><li data-bbox="595 1742 1374 1870">5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li><li data-bbox="595 1888 1374 1962">6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色</li></ol>

	<p>とすること。</p> <p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>
B地区	<p>広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p> <p>また、各屋外広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下とする。</p>
<p>建築物の敷地がA地区及びB地区にわたる場合においては、その敷地の全部についてA地区の制限を適用する。ただし、屋外広告物に関する制限は、それぞれの地区ごとの制限を適用する。</p>	
学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画区域	<p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色相（B地区においては、無彩色を除く。）及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。ただし、B地区において、建築物全体をこう配屋根（当該屋根のこう配が10分の3から10分の7までのものに限る。）で覆う場合は、当該建築物の外壁各面について、各面の見付面積の20分の1未満の面積までこの表の付表1の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に掲げる色彩以外の色彩を使用することができる。</p> <p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車施設は、道路、公園等公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p>
二名三丁目地区整備計画区域	<p>1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7以下のもの）とし、その色彩は、黒、濃灰、濃茶又は濃緑とし、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p>
赤膚町地区整備計画区域	<p>1 建築物の屋根の形状は、勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもので、勾配が10分の3から10分の7以下のもの）とし、色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</p>

## 別表第2の付表1

### 建築物の屋根

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
---------------	------	------	-------

二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画	(略)	(略)	(略)
二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画	(略)	(略)	(略)

建築物の外壁又はこれに代わる柱

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
二名町地区整備計画区域、学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区整備計画	(略)	(略)	(略)
二名三丁目地区整備計画区域、秋篠町地区整備計画、赤膚町地区整備計画及び北登美ヶ丘生活拠点地区地区整備計画	(略)	(略)	(略)

**別表第2の付表2**

地区整備計画区域・計画地区	種別		制限の内容
二名町地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途	自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件
		(略)	(略)
		(略)	(略)
赤膚町地区整備計画	(略)	(略)	(略)
北登美ヶ丘六丁目東地区整備計画	(略)	(略)	(略)



## 奈良市地区計画の区域内における建築物の 制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画宝来町地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域
-------------	--

別表第2に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	(1) 畜舎（次に掲げるものを除く。） ア ペットとして飼養する犬、猫等の小動物の畜舎で、建築物に附属し床面積の合計が15平方メートル以下のもの イ 動物病院及びペットショップの用途に供するもの (2) この表の付表に定める危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (3) ならやま研究パーク地区整備計画区域の項の第3号及び第6号から第9号までに掲げる建築物
-------------	---

別表第6に次のように加える。

宝来町地区整備計画区域	10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。
-------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 財産の取得について

防災対策施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 物品の表示

品名	数量
防災倉庫	16台

2 契約金額 17,304,000円

3 契約の相手方 奈良県生駒郡斑鳩町龍田西2丁目1番34号  
株式会社黒松商会  
代表取締役 黒松 龍一

## 財産の取得について

災害対策用備蓄物資として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 物品の表示

品名	数量
災害用備蓄毛布	23,500枚

2 契約金額 39,233,250円

3 契約の相手方 奈良市南永井町387番33  
株式会社第一防災工業  
代表取締役 鈴木 龍男

## 財産の取得について

災害対策用備蓄物資として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 物品の表示

品名	数量
発電機	114台

2 契約金額 15,058,260円

3 契約の相手方 奈良市三条松町30番25号  
大和情報株式会社  
代表取締役 大西 宏和

## 財産の処分について

次に掲げる土地を処分するものとする。

平成24年3月7日提出

奈良市長 仲川元庸

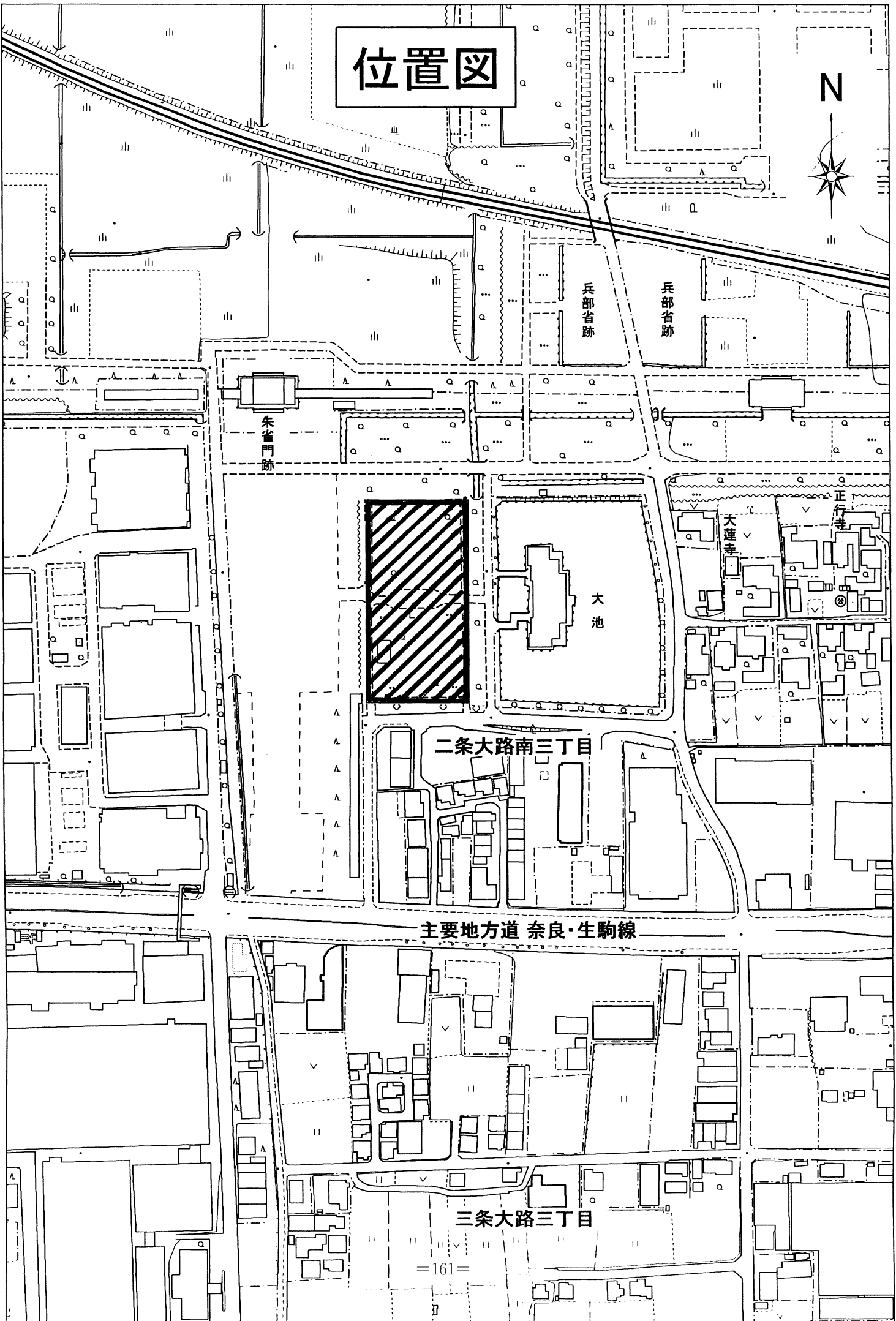
### 1 物件の表示

所在地	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
奈良市二条大路南三丁目201番1	田	440	476.50
奈良市二条大路南三丁目202番	田	1,176	1,321.30
奈良市二条大路南三丁目203番1	田	799	856.34
奈良市二条大路南三丁目204番1	田	546	579.09
奈良市二条大路南三丁目204番2	田	75	75.35
奈良市二条大路南三丁目205番	田	1,170	1,300.38
奈良市二条大路南三丁目206番	田	1,186	1,279.98
奈良市二条大路南三丁目207番1	田	446	446.01
奈良市二条大路南三丁目207番2	田	452	572.34
奈良市二条大路南三丁目208番1	田	573	668.54
合 計		6,863	7,575.83

2 譲渡価格 407,579,654円

3 契約の相手方 奈良県高市郡明日香村大字平田538番地  
分任支出負担行為担当者  
近畿地方整備局  
国営飛鳥歴史公園事務所長 舟久保 敏

# 位置図



主要地方道 奈良・生駒線

二条大路南三丁目

三条大路三丁目